

2023年3月1日改正

# 定 款

極東貿易株式会社

## 目 次

第1章 総 則 .....	1
第2章 株 式 .....	2
第3章 株主総会 .....	3
第4章 取締役および取締役会 .....	3
第5章 監査等委員会 .....	5
第6章 計 算 .....	5

# 極東貿易株式会社定款

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社の商号は、極東貿易株式会社と称し、英文では Kyokuto Boeki Kaisha, Limited (略称 K B K) と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 機械、器具、材料、度量衡器、計量器、船舶、車両、金物、化学工業製品、火薬類、食糧品、繊維および同製品、医薬品および医療用具その他雑貨類の輸出入業、販売業、問屋業および代理業
2. 航空機・宇宙機器および部品、コンピュータおよび部品、発電設備および関連制御装置・監視装置・部品、橋梁、ボイラ、タービン、通信設備、水処理装置・大気汚染度分析装置等の公害防止装置、天然資源探査・分析・掘削関連機器および部品、酒類、飲料水の輸出入業、販売業、問屋業および代理業
3. 前1号、2号の機械器具設備に関する修理・保守サービス業
4. コンピュータシステム技術その他ソフトウェアの取得、企画、使用許諾、販売、修理、保守およびこれらの仲介に関する事業
5. コンピュータによる情報の処理・提供業、広告業
6. 生物およびバイオテクノロジーを利用した農薬、防除剤、飼料、飼料添加物、肥料、肥料添加物および関連資材の輸出入業、販売業、問屋業および代理業
7. 生物およびバイオテクノロジーを利用した燃料、薬品類、燃料電池および関連資材の輸出入業、販売業、問屋業および代理業
8. 総合リース業
9. 工事請負業
10. 運輸業
11. 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋および支援業務、ならびに生命保険の募集に関する業務
12. 労働者派遣事業
13. 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

(取締役会決議による自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 ① 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めがある場合を除き、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。代表取締役社長に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 ① 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。  
② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 ① 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  
② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会においてその議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 ① 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。  
② 前項の場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、当会社に保存する。

### 第4章 取締役および取締役会

(員数および選任)

第20条 ① 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。  
② 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。  
③ 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任し、選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主

の出席を要する。

④取締役の選任は、累積投票によらない。

(任期)

第21条 ① 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第23条 取締役会はその決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から社長を選定し、会長を1名、副会長および副社長若干名を選定することができる。

(分掌)

第24条 ① 社長は、取締役会の決議を執行し、会社の業務を統轄する。

② 副社長は、社長を補佐し、会社の日常業務を処理する。社長に差支えがあるときは、副社長がその職務を代行する。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

第29条 ① 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、6百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。

(常勤監査等委員の選定)

第31条 監査等委員会は、その決議により、常勤監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めがある場合を除き、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当の基準日)

第35条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 ① 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。

② 前項の金銭には利息はつけないものとする。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、第97回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

昭和22年11月20日制定	昭和57年6月11日	2023年3月1日
改正の経過	昭和59年6月18日	
昭和23年1月27日	昭和60年6月29日	
昭和23年5月28日	昭和61年6月26日	
昭和24年2月25日	昭和62年6月24日	
昭和24年5月30日	平成3年6月21日	
昭和26年1月25日	平成6年6月24日	
昭和26年5月28日	平成10年6月24日	
昭和26年11月29日	平成13年6月22日	
昭和28年5月27日	平成14年6月21日	
昭和28年11月26日	平成15年6月20日	
昭和30年11月28日	平成16年6月24日	
昭和32年5月28日	平成17年6月23日	
昭和34年11月27日	平成18年6月21日	
昭和36年5月30日	平成19年6月19日	
昭和36年11月27日	平成21年6月24日	
昭和38年11月27日	平成22年1月6日	
昭和41年11月30日	平成22年6月23日	
昭和46年11月29日	平成29年6月21日	
昭和47年5月31日	2018年10月1日	
昭和50年5月30日	2022年6月23日	
昭和51年6月29日	2022年9月1日	